

○出勤又は退勤の途上において職員が受けた
災害の公務上外の認定について

〔昭和48年11月26日地基補第541号〕
〔各支部事務長あて 補償課長〕

第1次改正 昭和61年1月27日地基補第9号
第2次改正 平成4年9月1日地基補第169号
第3次改正 平成15年9月24日地基補第155号
第4次改正 平成16年4月19日地基補第105号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）の記の1の(1)のキに示されているところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意し、遺漏のないようにされたい。（第3次改正・一部）

記

1の(1)のキの(ウ)及び(エ)について

本号は、社会通念上異常な時間帯に出退勤する場合の災害について、その異常な時間帯に着目して管理者の拘束性を認め、一般的に公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害として取り扱うこととしたものであること。（第4次改正・一部）

この場合

- (a) 「午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上」の災害とは、合理的な経路及び方法により、当該時間帯内の所定の時刻までに到着しうる状態にあつた出勤の途上における災害をいうものであるので、合理的な経路又は方法と異なる経路又は方法をとつたり、明らかに遅刻状態にあると認められるような場合等には、一般的に公務外の災害として取り扱われるものであること。
- (b) 「午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上」の災害とは、当該時間帯内の所定の時刻に勤務が終了し、合理的な経路及び方法により退勤した場合の当該退勤の途上における災害をいうものであるので、勤務終了後、当該勤務場所で相当時間にわたり私用を弁じた後帰宅する場合、合理的な経路又は方法と異なる経路又は方法により退勤する場合等には、一般的に公務外の災害として取り扱われるものであること。
- (c) 交替制勤務等により、当該時間帯に出退勤することが常態とされている者で

あつても、上記(a)又は(b)の要件を満たした出勤又は退勤（以下「正常な出勤又は退勤」という。）の途上における災害である限り、一般的に公務上の災害として取り扱われるものであること。

1の(1)のキの(ウ)について

本号は、宿日直勤務のための正常な出勤又は退勤の途上の災害について、その勤務の特殊性を認め、一般的に公務上の災害として取り扱うこととしたものであること。

この場合

(a) 「直接当該勤務につくために出勤し」とは、宿日直勤務に服するために出勤する場合をいうものであること。したがって、通常の勤務に引き続き宿日直勤務に服する場合の出勤は、一般的にこれに該当しないものであること。

(b) 「当該勤務を終了して退勤する場合」とは、宿日直勤務が終了したために退勤する場合をいうものであること。したがって、宿日直勤務に引き続き通常の勤務に服して退勤する場合は、一般的にこれに該当しないものであること。

1の(1)のキの(カ)について

本号は、引き続き24時間以上となつた勤務が終了した場合の正常な退勤の途上の災害について、その勤務の特殊性を認め、一般的に公務上の災害として取り扱うこととしたものであること。

この場合

「引き続き24時間以上となつた勤務」には、勤務時間の途中で与えられる所定の休憩時間及びこれに相当する時間が含まれるものであり、たとえば、交替制勤務の場合、通常の勤務に引き続いて宿日直勤務に服し、さらに引き続き通常の勤務に服した場合、通常の勤務に引き続いて時間外勤務に服した場合等で、引き続き24時間以上勤務した場合がこれに該当するものであること。

1の(1)のキの(キ)、(ク)及び(ケ)について

本号は、勤務を要しない日又は休日に特に勤務するという個々の職員についての特別な状況を考慮し、当該特別な状況に管理者の拘束性を認め、正常な出勤又は退勤の途上の災害である限り、一般的に公務上の災害として取り扱うこととしたものであること。(第1次改正・一部)